

「あわぎん ANSER サービス利用規定（対応機種：テレホン、ファクシミリ）」における
当行所定等の文言についての補足説明

1. あわぎん ANSER サービス

(3) 本サービスの利用に際しては、当行が定める回線番号（照会・振込振替サービス
を利用される場合には、下記の番号への架電が必要です。

①テレホンサービス（プッシュホン）徳島地区：088-652-5188、大阪地区：
06-6452-3787

②ファクシミリサービス徳島地区：088-652-8188、東京地区：03-3241-8982、大
阪地区：06-6452-3798、高松地区：087-837-2288 あてに接続するものとします。

(5) 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内（平日で照会サービス・振込振替サ
ービスは 8:45～21:00、通知サービスは 9:00～19:00 となります）とします。

3. 振込・振替機能

(1) 振込・振替機能

③a. 入金指定口座が支払指定口座と同一名義、かつ、当行本支店にある当行所定
の種目（1. 支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金の場合：当行自店宛
で同一名義人間での資金移動、2. 取引口座がカードローン・通知預金・定
期預金の場合：(1) 支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金であれば同
一名義人間の貸越専用カードローン・通知預金・定期預金への資金移動が
(2) 支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金で同一名義かつ同一店の事
業者カードローンへの資金移動が (3) 支払口座が通知預金・貸越用カー
ドローン・事業者カードローンであれば同一名義人間の普通預金・貯蓄預金・
当座預金への資金移動を「振替」として取り扱います）の場合は「振替」と
して取扱います。

(2) 振込・振替機能の取扱

①申込書の振込・振替限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金
額（100億円未満）を振込・振替限度額とします。また、定期預金への1回あた
りの資金移動金額は、当行所定の金額（1千万円未満）の範囲内とします。

4. 利用手数料

(1) 本サービス利用期間中は、銀行が定めた月間手数料（こちらをご覧ください）を
支払うものとします。